

第41号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年5月7日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第3号 (第9条関係)

処 分 説 明 書			
(一時差止処分を受ける者)			
(採用年月日)	年 月 日	(離職年月日)	年 月 日
(離職時の所属)		(離職時の役職名)	
(離職時の給料月額)		円 (給料表 級 号給)	
(処分発令年月日)		年 月 日 (根拠条項)	
(処分の対象となる手当)			
(刑事事件との関係)		逮捕日	年 月 日
		起訴日	年 月 日
(一時差止処分の理由)			
(思料される犯罪に係る罰条：)			
(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合に は取り消され、一時指し止められている 期末手当 が支給され る。 期末手当及び勤勉手当 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に 処せられなかった場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない 処分があった場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起 訴されることなくこの処分に係る 期末手当 の基準日から起 算して1年を経過した場合（ただし、一時差止処分を受けた者が在職期 間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが この処分の目的に明らかに反すると認めたときは、この限りでない。） 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づ き 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認めた 場合 期末手当及び勤勉手当			
年 月 日 (一時差止処分者) 文京区教育委員会 図			

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第三号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 別記様式第3号（第9条関係） 付 則 （施行期日） 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の幼稚園教育職員の期 末手当に関する規則別記様式第三号による用紙で、現に残存するもの は、所要の修正を加え、なお使用することができる。	○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 別記様式第3号（第9条関係） （新設）

別記様式第3号 (第9条関係)

5

別記様式第3号（第9条関係）

6